

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

退職などにより普通徴収へ切り替えるとき ※8月分まで特別徴収の場合	住所(居所)又は所在地	〒 306-0000 茨城県古河市〇〇番地△△											
	フリガナ	コウノショウジ											
	氏名又は名称	株式会社 甲野商事											
	代表者の職氏名印	代表取締役 甲野 一郎											
個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	7	
給与所得者												異動年月日 R5.8.31	
受給者番号	フリガナ	オソノ タロウ											
氏名	乙野 太郎 (旧姓)												
生年月日	昭和 平成 45 年 7 月 1 日												
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	5	5		5
1月1日現在の住所	古河市長谷町38-18												
給与の支払を受けなくなった後の住所													
特別徴収税額(年税額) 円 140,000												徴収済額 (イ) 円 35,600	未徴収税額 (ウ) 円 104,400

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、記載してください。

一括徴収の理由	
1. 異動が令和5年12月31日までで、申し出があった	8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 普通徴収税額
2. 異動が令和6年1月1日以後で、特別徴収継続の希望	
備考	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	課・係	新しい勤務先では
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	氏名	月割額 円を
フリガナ	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	月分から徴収し、納入します。
氏名又は名称	電話	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
代表者の職氏名印	(内線)	納入書 要 ・ 不要
個人番号又は法人番号		※市記入欄

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市町村処理欄		
特別徴収義務者指定番号	88888	※市町村ごとに異なります
整理番号		
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 経理部 氏名 古河 太郎 電話 〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇 (内線 123)	
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 育休 9. その他(特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) (月分で納入) (月 日納期分) 3. 普通徴収	円 1,200,000 控除社会保険料額 円 60,000
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。		
(普B)	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	
(普C)	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が97万円以下)	
(普D)	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	
(普E)	事業専従者(個人事業主のみ対象)	

【提出先】 〒306-8601 古河市長谷町 38番18号 古河市役所財政部 市民税課 市民税係 用紙はコピーして使用可能です

御注意
 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
 ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
 また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先へ送付願います。
 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。